

協定区域	北区上津台4丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2016年6月10日 変更 2017年1月23日
	面積	11,860.71 m ²		
用途地域	第1種中高層住居専用地域		有効期間	2017年1月23日～2027年1月22日(10年)

協定内容の概要

- (1) 敷地の区域は、協定締結時の区画とし、これを分割してはならない。同一の権利者に属する連続した2区画以上の区画は、1区画とみなすことができる。
- (2) 1戸建とし、住居専用住宅を基本とする。但し、令第130条の3に規定される兼用住宅の建築は可能とする。
- (3) 階数は地階を除き2階以下とする。
- (4) 地盤面からの最高の高さは10m、軒の最高の高さは7mを超えてはならない。
- (5) 外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は1m以上とすること。但し、作業部屋・物置などの付属建物は、後退ラインからはみ出す部分の外壁の長さが3m以下で、軒の高さが2.3m以下、かつその面積の合計が5m²以下のものであれば、この限りではない。
- (6) 建築面積は、敷地面積の5/10を超えてはならない。
- (7) 屋根は、金属板又は日本瓦、これらと同等の風情を有するものとする。
- (8) 主要な外壁には自然景観と調和する色彩とすること。ただし、着色を施していない自然素材については、この限りではない。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

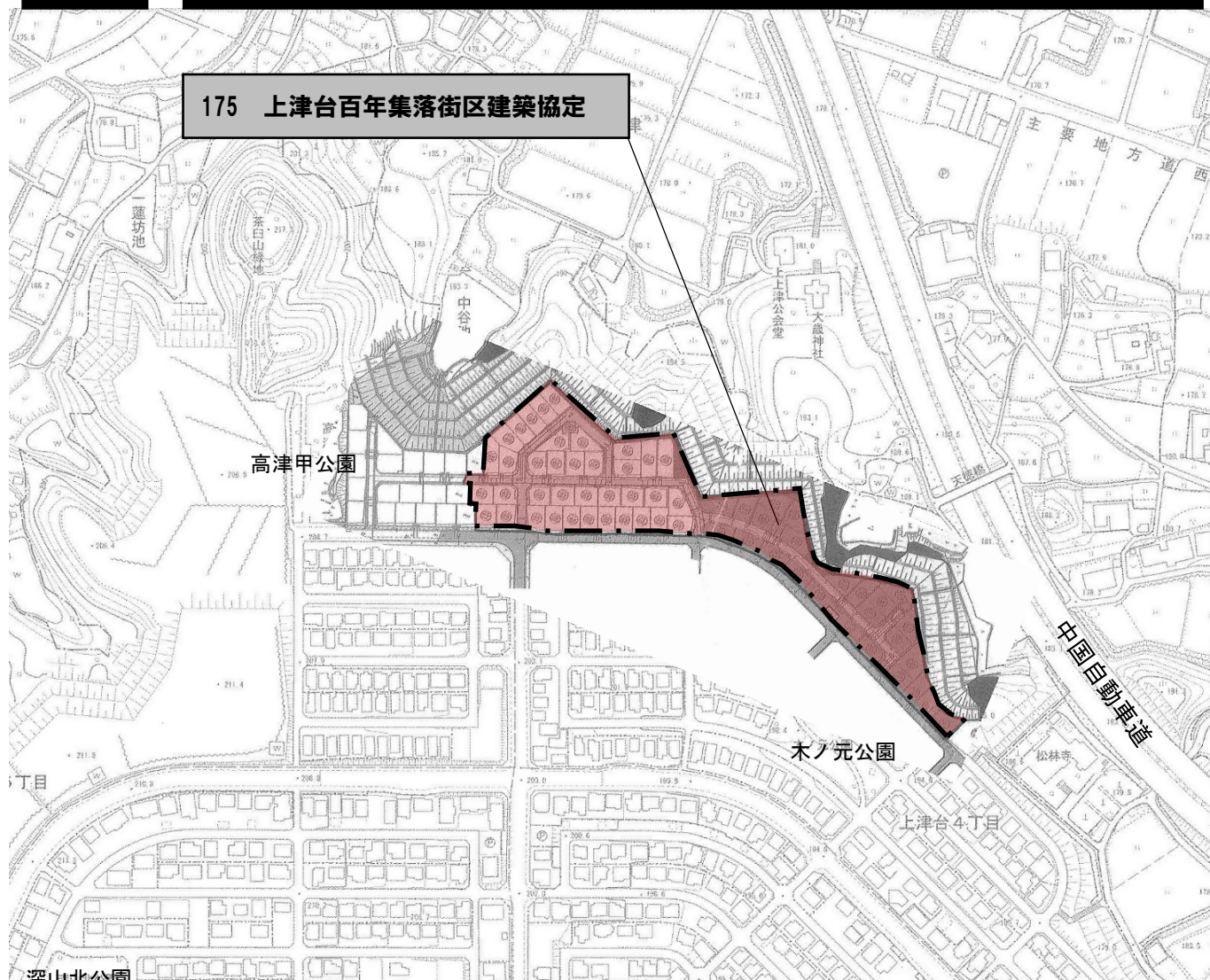
* 建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

* 建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

* 運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

175 上津台百年集落街区建築協定



位置図

